

昭和二十三年四月七日印刷

昭和二十三年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第十六部)

第一回 参議院財政及び金融委員会會議錄第三十九号

公 聴 会

昭和二十二年十一月二十五日(火曜日)
午前十四時四十分開会

本日の會議に付した事件
○所得税法の一部を改正する等の法律案

○非戦災者特別税法案

○委員長(黒田英雄君) これより公聴会を開会いたします。公聴人の方々に對しまして一言御挨拶申します。御承知の通り今回閣下から國會に提案された所得税法の一部を改正する等の法律案、並びに非戦災者特別税法案は、目下衆議院に提出されて、本院におきましては予備審査のために、財政及び金融委員会に付託されて只今審議いたしておりますのであります。御承知の通り、新憲法の下に制定されました國會法の第五十一條におきましては、重要は歳入の法案につきましては公聴会を開かなければならないといふことに相成つておるのであります。勿論我々國會議員といたしましては、國民の代表であるという自覚と責任を以ちまして、法案を慎重に審議いたしておりますのであります。國民全般の利害に重大な關係を持つておりますところの税制に關する法案につきましては、特にその審議を慎重にいたし、その御意見を御聴きいたしたものであります。本日は廣く一般に公告いたしまして御希望の方を募りまし

て、その中よりいたしまして各方面に互つて数人の方々を選定をいたしまして、本日お出でをお願いいたしたような次第であります。左様な次第でありまして、皆様の十分なる御意見を承りまして、國民輿論の動向を正しく認識いたしまして、審議に過ちなからしめようとしておる次第であるのであります。皆様お忙がしいところをお察合せお出で下さいましたことを感謝いたしますと同時に、どうぞ十分に皆様の御意見を述べになることを希望いたしますのであります。御承知でありまして、今回の提案は新税といたしましては非戦災者特別税であります。これは六十五億四千百万円の収入を期待いたしているものであります。又税率の改正、即ち増税をいたしておりますのは所得税、酒税、清涼飲料税、物品税、入場税、又印紙収入として印紙税、登録税、骨牌税等があるものであります。どうぞこれらにつきまして皆様の御意見を述べられることを希望するのであります。お述べになる時間は大体二十分というところでお述べ願ひたいと思うのであります。多少は延びてもよろしいが、大体二十分を目標にお述べを願ひたいと思ひます。

それでは最初に水野卓君
○公聴人(水野卓君) 今回創設されんとしている非戦災者特別税法案について若干反対理由を申述べたいと思ひます。租税制度において納税負担能力の公平ということとは根本原則である。即ち

税金はそれを拂ふ能力のある人々に對して民主的に公平に課税することは如何なる時代たるかを問はず、絶対に必要とされるものであります。然るに今回創設の本税は戦争犠牲性と税負担能力とを混同しておる点において致命的欠陥を有しておるものであつて、唯單に「非戦災者は戦災者より恵まれておるから」という誠に淺薄な感情論を根據とする惡税の最たるものであると思ひます。それによつて戦災者が或いは若干の感情的満足が得られるかも知れないが、そんなことが徴税の目的であつてはならない筈であるし、本税が國民經濟に及ぼす影響というものは決して輕くはないのであります。戦争のため受けた犠牲の程度が税負担能力に影響を與えることは勿論であります。が、それと税の負担能力そのものとは又全然別問題であります。終戦後二ヶ年乱流を極めておる社會事情の下で、國民の經濟状態は一變し、租税能力も根本から激変した今日において非戦災者が必ずしも税の負担能力があるとは絶対に斷言できないのであります。この新税によつて政府は、戦災、非戦災の犠牲の均衡を図ると言ふが、それには余りに時期遅れであり、財産税等ですでにその目的は半ば達せられておるのであります。又政府は臨時緊急の財政需要に應ずるため、又健全財政を守るため、本税を創設すると言ふが、目的は手段を正当化し得ないのであつて、目的實現のために慎重に手段を選ばねばならないと思ひます。そうしてあ

くまで國民の所得及び綜合的負担能力に對して正しく課税しなければならな

くまで國民の所得及び綜合的負担能力に對して正しく課税しなければならな

くまで國民の所得及び綜合的負担能力に對して正しく課税しなければならな

でもよいと言ふなら私は何も言いません。以上私は種々の観点から見て、この法案に明かに反対いたします。

○委員長(黒田英雄君) 田安武君

○公進人(田安武君) 私はここで今日発言して頂きたいのは、唯、単に一般の方がかういふ考えを持つておられるのではないかと、了測の下に発言します。

すのでありまして、唯自分の所属する団体とか、そういう方面の議を経て発言したことではないといふことを予め了解して頂きたいと思ひます。唯自分の個人の意見として皆さんに聴いて頂ければ結構であると思ひます。

第一の所得税法の一部改正案は、現在の現行法よりいたしまして、大体におきまして、勤労大衆に対しては免除率を低くして、高額の所得そのものに對して幾分重くなつております。これは一般大衆の方のためには僕はむしろよいのぢやないか、現在の物價態勢及び社会状態を考慮いたしますと、非常に差があります。差が出て来るのであります。今この階級が一番に困つておるかといふと、非常に善良なる勤労階級及び一部の労働者が非常に生活に喘いでおるのであります。そうして大衆の中でも中小工業者、つまり最近におきましては關所得者と言ふべきでありまして、その階級は余り困つていないのであります。それは税務調整法の一部に不備欠陥もありまして、新興階級に対しては非薄にその徴税困難もありまして、それは今後政府当局は税制改革を行ひに當りましてその徴税法の不備は固より改正されなければなりません、現在の状態からいいますと、非常に困つてお

りますのは勤労階級或いは労働者であります。私は労働者及び勤労階級のためにその生活権を擁護するだけの給料を與えてやるべきが至当であると思ひます。況して所得税を現在以上に引上げるといふことは全然反対であります。政府が提案されました今回の税制改革は固よりこの社会状態において我々は賛成するのでありますが、唯一所得税法の第何條か今思ひ出せませんが、賞與及び給與に対する税率の欄があります。これは現在一六%の一律の課税になつております。大体この項に對しても或いは差別を設けるべきぢやないかと思ひます。それは現在賞與とかそういうものを頂く者につきまして、千円とか或いは一万円とかそういう差別があるものに對して一律に一六%を控除するといふことは不合理ぢやないか、大体において三階段程度の差を設けまして、三千円までは幾ら、五千円までは幾ら、一万円までは幾らというふうにしてその税率を五%程度に引上げて然るべきかと思ひます。よつてその点を改正して頂ければ私はこの税制改正案に對して満幅の支持を惜しまないであります。

それから非戦災者家屋税の徴税であります。現在非戦災者であるから、戦災を蒙つてないからという區別はつかないからこれは悪税であるという方もあるが、私は大略的見地から考へまして政府がこの方面に財源を求めたといふことは私は万止むをえんぢやないかと考へるのであります。それはどういふことかといふと、非戦災者と戦災者との差は二年後の今日相當差を見出したことは間違ひありませんが、繰りなかつたという名目のために家だけでなしに家の中を持つております什器、それから衣類、そういうものは現在まだ非常に残つております。中には生活のためにそういうものを賣られて生活して來ました今日、二ヶ年の間になくなつた人もありますが、まだその差別は残つておるぢやないかと思ひます。そうして現在に於いては戦災者の中でも生活のために商賣をいたしまして非常に新円を獲得しておる方もありますが、それは別の方法を以ちまして調査いたしましてその新円階級に對しては別個に新円所得階級として、徴税の方法を講じられるがよいのぢやないかと思ひます。現在政府は非常にその財源に對して困難を感じております。私たち戦災を蒙つてない一般の勤労者及び労働者もこの際幾分なりとも政府の窮乏に對して援助しなければならぬと思ひます。そうして現在非戦災者の中で一部の少数家屋所有者、つまり借家の地主であります。これは現在自分が賣らうとしましても借家法によりまして賣れないことになつております。税金がかかるために自分手離したいといふやうな考へを持ちまして借家人の方でそれを金がないのに買えない。こういうやうな状態になつております。これは非常に常態に對しては氣の毒なことでありまして、この階級の方に對してはあまり高い税金を掛けないように、借家人の方からでも氣の毒がつかないやうな状態でありまして、成るべく軽い税金で済ます。そういうやうな方法を取つて頂きたいと考へております。そうして一般のビルディングの所有者であるとか、大きな住宅の所有者であるとか、そういう方に対しては現

在政府が考へておられる税率を課せられてもいいのぢやないか、こういうやうな考へを持つております。結局この非戦災者家屋税に對する私の考へは賛成であります。簡單でありまして、これを以て私の發言を終ります。

○委員長(黒田英雄君) 石川三君

○公進人(石川三君) 結論から申し上げますと、今回の税制改革の案は大体として賛成するものであります。

先ず第一に一般所得税その他の改正案に對して申し上げますと、所得税中家族扶助のための控除額を一人当たり税額にして四百八十円といふふうにしたしましたが、これは改正前現行の二百四十円を二倍にしたといふやうな意味だと思ひますが、こういうやうな極端な形式的な考へ方は私たち國民として了解できないところでありまして、もう少しこの四百八十円といふやうにした根拠が生活の実態から齎されたものでなければならぬと思ひます。現在の物價状態その他から見まして、從來の二百四十円を四百八十円にしたといふやうなことで、必ずしも合理的な改正になるといふことはできないと思ひます。この問題につきましては、生計費その他実態調査に基づいたいろいろな資料から來ることでありまして、賃銀問題といふやうなものも關係があるのでありますから、これはここで詳しくは申し上げませんが、そういうやうな極めて形式的なものであるといふことがこの所得税の改正案の中に見受けられるやうに思ひます。その外低額給與所得に對して、低額のものに軽減して行くといふ方法は極めて當然なことでありまして、むしろ私はこの高額の

對する増徴といふことを更に強化しても低額者を救ふべきではないかといふやうに考へております。以上所得税について申し上げます。

次に非戦災者特別税に對して申し上げますと、私はこれは大いに賛成するところでありまして、勿論一つの事をなしますと、その反対といふことは起るものであると思ひますが、併し考へて見ますと、この非戦災者税といふものは、戦争中における犠牲の不公平を是正するといふやうな意味があります。これは勿論そのごと自体を承認すべきではありませんが、現在の國家財政の現状から見ますと、何かによつて非常収入を得なければならぬのだといふ、そのとどのつまりのところまで來ておるといふその実態を見ますと、そのことのために起る他の一面の不合理といふものは忍ばなければならぬのではないかと思ひます。この非戦災者特別税に對して惡税であると言われおるというところ、それが時期を失しておるといふこと、そうしてそれ以外にもつと打つ手はないのかといふこととの二つが大きなものではないかと思ひます。たしかに時期は失しております。すでに終戦以來二年余を経過しておりますから、その点は紛れもなく當つております。併しその二の点につきまして、その外にもこれを補う數十億の財源を求め他のものがあるのではないかと考へて見ます。そう簡単には得られるものではないと思ひます。今度の改正によりまして、間接税が從來の全歳入における比率より非常に多くなつております。それは結局直接税が少なくなつて、間接税が多くなつたといふことであります。

状態からいいますと、非常に困つてお
る。現存の
が、幾つなかつたという名目のために
であるとか、そういう方に対しては現
とであり、むしろ私はこの高額に
が多くなつたということでありまし

て、直接税はその補給が困難なるが故
に、自然に間接税の方にその財源を持
つて来るというふうになつたのである
と思ひますが、従つて何かの形で直接
税を得なければならぬ、直接税を取
らなければならぬという事は、この
事は当然だろつと思ひます。非戦災者
税が外のものによつては代へられるこ
とのできないという事は、所得税な
どによつて現在のところぎり／＼にま
で取つておりますから、その外には災
際取ることではできないのではないかと
いうことを私たちは卒直に認めなければ
ならないと思ひます。ただ所得税に
關しまして、關成金その他の新段階
にもつと重税を課さなければならぬ
と言ふその点につきましても、それは
言ひやすくして實際に行われ難いもの
はないかと思ひます。先ず實現可能な
非戦災者税というものを設けること
は、消極的な意味からしても止むを得
ないものであると思ひます。更に
非戦災者特別税が非戦災者家屋に課税
せられるというこの意味につきまし
て、この現在の衣食住の中の住という
問題が國民の非常に大きな関心である
といふことは申すまでもありません。
そうして現実に高い家賃、高い間代、
そういうものがどれほど國民を苦しめ
ておるかといふことはお互よく知つ
ておることだらうと思ひます。そうい
うような關の根源であるものを、間を
ものを作つておるものは、すでに非戦
災者家屋であるのであります。そうしま
すと、一面關成金の方に税を課して、
非戦災者家屋の方に税を課すること
を止めたいのではないかと、
と思ひます。實際に非戦災者家屋を有し

ておる者が、どれほど有利な経済的地
位を現在持つておるかといふことは、
我々もよく知つておる所でありまし
て、これを衡くといふことは決して下
合理的なものではないと思ひます。更に
この非戦災者特別税を設けるというこ
との社會的意味について私は考へて見
たいと思ひます。戦争による犠牲を公
平にするといふことが、これは戦争を
清算するための一つの理念でなければ
ならないと思ひます。その戦争の是非
及び戦争に對して國民が犠牲を拂わな
ければならぬといふことの可否につ
いては、これは又別問題であります
が、實際の問題として、國民は戦争に
對してすべてを捧げるというように強
いられて來ました。そうして戦争が終つ
たときに、そこに戦争中考へていたよ
うに、すべてのもが戦争のために注
がれてゐたかと思ひます、必らずし
めそうではありませぬ。それは本人の
主観的な意思にもよりますが、極めて
偶然的な契機によつても廣された結
果ではあります。もとくも全面的
に國家と共に犠牲を拂つたといふこと
は言へないものであります。ここに大
きな不公平が現れて來ております。
その不公平といふものを、戦争の段階
を清算して、新たな社會情勢に入る前
にこれを公平に清算するといふことは
當然でありまして、而もそれが更に思
想的な現在の段階から大いに要求さ
れておるものであると思ひます。そう
いうような意味からしまして、非戦災
者税は當然課税していいものだらうと思
ひます。ただその實施に當りまして、
一二注意しなければならぬものがある
と思ひます。それはこの非戦災者家
屋が賃賃價格三十円までのものといふ

ように非常に低額なものになつており
ますが、それは殆んどすべての家屋で
あるといふことを意味するものだと思
ひます。そういうような極めて價値の
低い家屋にまで税を課するといふこと
はすべきではないと思ひます。更にこ
の程度を引上げるといふことは當然だ
らうと思ひます。それに家屋並に間
代などについて統制價格といふものが
あります。それが現実に決して行
われていないといふのが現実でありま
して、この際この税を課することに
よつて間代賃賃價格、間代料、間代とい
うようなものを徹底的に摘発するとい
ふことは、流通秩序の維持と徴税秩序
を租税の面からは正して行くといふ一
つの意味があると思ひます。そういう
ようなことが實施に當つての注意すべ
きところではないかと思ひます。以上
雖然と申上げましたが、私が今度の税
制の改正につきましては大休におきま
して賛成するものであります。

○委員長(黒田英雄君) 楠山武夫君
○公進人(楠山武夫君) 私は現在東京
都内に住んでおまして、職業は埼玉
師範学校教授、年齢四十歳であります。
これから申上げますことは非常に
教員の立場という狭い範囲の意
見であるかも知れませんが、もと
も本日の發言の機会を許されました
ことは、一つには職場代表といふよう
な意味があるかと思ひますので、余り
分にも合はないうような大きなことは申
しません。極く狭い範囲の私共の身
近にあることを取上げて申上げた
と思ひます。それから尙申上げます
材料は、私共として手に入りやすい
材料、簡単に言いますれば主に新聞紙
上に現われましたものを取上げて申上

げますので、若しそれが間違つており
ますといふと、私の意見も間違つて
いるといふことになるかと思ひますが、
その点は悪しからず御了承願ひたいと
思ひます。
先ず所得税の改正案について意見を
申上げます。私として、この本
案の趣旨であると言はれております額
低額所得者に対する減税、或いは高額
所得者への累進率の引上げ、或いは扶
養家族控除の大幅引上げ、それらに對
しましては勿論大賛成であります。併
しながらその實行に當り細かい實施案
につきましては、相當修正して頂かな
ければならないといふことがあると考
へております。第一に勤勞所得税の控
除を年收三万円以上從來百分の二十で
あるものを五万円まで百分の二十五に
するといふ点であります。現在皆様も
うきる程御存じと思ひます。それによ
り、官公吏は千八百円、それによ
り、となつておまして、千八百円、
スで計算しますといふと、年收は僅か
に二万一千六百円程になるのでありま
す。この点から見ますといふと、四
万円、五万円などという収入のある方
は、決して低額所得者といふことはな
いと思ひます。政府の改正案によりま
するといふと、どうやら五万円までの
人は低額所得者であるといふようにな
うに解釈して、この案をお立てになつ
たのではないかと思ひます。けれども、
私どもから見れば五万円とつてお
るという方は、もう非常な高所得者
であるといふふうに考へております。
月收におきまして千円二千円というよ
うな差のあるものを同一に取扱うとい
う点は、この改正案に非常に誤謬を含
んでゐるのではないかと考へておりま

す。即ち若し政府におかれまして低額
所得者を救つて下さるというようなお
考へがあらまされたならば、低額中の低
額でありますところの我々官公吏の
千八百円を先ず引上げて頂きた
いのである。併しそれはもう税の問題
外であるといふことでありまして、な
らば、この控除といふことにおきまし
て、その所得によつて相當差を設け
て、即ち三万円以下千円程度の収入し
かないものに対しては、百分の五十ぐら
いに控除してやる、それから年收にし
て一万円、月收にして千円ぐらゐの差
のあることにその控除額をだん／＼減
らして行く、そういうような何と言ひ
ますか、實際に即したといふか、非常
な親切味のある政治をやつて頂きた
い、そういうことを私は政府にお願い
したいのであります。第二番目に扶養
家族控除を倍額に引上げる、これも御
趣旨大賛成であります。併し新聞紙
に傳へるところによりまして、
今回の案によつて扶養家族三人で個人
所得平均十六万八千三百円、即ち月收
にして約一万四千円の所得のあるもの
までは、この扶養家族控除によつてす
べて減税になる。そういうことを新聞
紙は傳へております。これは私共から
考へまして誠にどうも受取れない話で
あります。月收一万四千円などという
人が減税になる、どこからそういうこ
とを割出したか、どうも私共は官公
吏からは考へられない、そうして考へ
ますといふと、政府は或いは月收一万
四千円ぐらゐまでは貧乏人だ。生活困
難なと考へておられるのではないか。
併し一方では千八百円で食ふといふ
こと、耐乏生活を唱へておられるので
ありますから、千八百円、一万四千円、

どちらが本当か、私共にはちよつと分らないのであります。この点におきましても一つ政府当局におかれましてはよく考へて頂きたい。即ち家族の控除を大いに差を設けて頂きたい、そう考へます。月収が三千円ぐらゐの年額にして三万円、四万円ぐらゐしか収入がない者に対しては、一つ大幅に、もつとも一人百円ぐらゐの控除をやつて頂きたい。月収三千円ぐらゐの者から第一税金を取るといふことが、すでに私は間違ひであると思ひます。昔から税金を取る官吏は虎よりも恐ろしいといふ中國の言葉があるやうであります。正に現在千円ぐらゐの人から税金を取るといふことは、虎より、ライオンより恐ろしいと思ひます。その代りに四万、五万円の収入が増すことにその家族の控除を引下げる。終いにはもう月収にして八千円ぐらゐ、年収にして十万円ぐらゐの人に対しては、もう家族控除をする必要は全然ない、こう考へます。月収八千円、九千円もある人に対して家族控除をしてやるといふやうな、そんな話は到底受取れない、少ししか取らない、ある者からは沢山取る。そういう主義でおつしやつて頂きたいと思ふのであります。誠に恥かしいやうな話を申し上げますが、実情に即して申し上げますために、私の収入を申し上げますといふと、私現在年額四十歳であります、家族を五人抱えておまして、月収本俸が九百五十円、一切の手当を含んで月収三千百九十九円六十銭であります、その中で所得税としまして四百八十三円毎月差引かれております。年にして約六千円という所得税を納めておるわけで

あります。即ち収入が一日に約百円ぐらゐに落ちないところから税を一日十六円ずつ差引かれておる。そういう勘定になつております。一日百円で以て家族五人抱えて食ふるかどうか、現在何とか生きておるわけでありまして、私も、更にこういうやうな困つておる者から一日十六円の税金を取つておるものが現在であります。私のお願ひしたいと思ひますのはこういう低額所得者からは税金を取らないで頂きたい。その代りに沢山取つておる人から沢山取つて頂きたい。そういうことを申し上げたいのであります。その他法人税の超過所得の税率の引上げといふこと中止、そういうやうなお話を聞いておりますけれども、これも法人によると思ひます。使つて置く人たちに對して三千六百円平均とか、四千二百円平均とか、そういうやうな高い賃金を拂ふ法人に對しては、何も遠慮なさる必要はない。納税は國民の義務でありますから、遠慮なく取つて差支ないのじやないか、そういう感じがいたします。以上所得税の改正につきまして結論を申し上げますと、結局政府当局の方にもつと親切に細かく考へて頂きたい。余り一様に考へて、三千円でも五千円でも八千円でも大体同じだろう、そんなふうに考へて下すつては大変下々の者は困るのであります、三千円の者は三千円のように、四千円の者は四千円のように税金を取つて頂きたいと思ふのであります。

その次に非戦災者特別税について申し上げます。私はこの税には絶対に反対であります。趣旨としまして、戦災者と非戦災者との犠牲の不均衡を是正する。そういうやうな趣旨に聞いております。けれども、これはただ名目でありまして、本当は第二次の財産税、而も第一次の財産税からは一部の者を除外して、一部の者には更に二重に財産税を掛けた。そういう結果になつていふと思ひます。即ち政府は不均衡の是正という立派な羊頭を掲げまして、肉の肉どころか腐肉、或いは青酸カリの入つてゐる肉を國民に食へさせんとしている。そういうふうな考へざるを得ないのであります。その理由の第一としましては、新聞紙の報道によりますといふと、税金は一律に賃賃価格の三倍である、そういうふう聞いております。そう考へますといふと、戦災都市も非戦災都市も農村も同一であるといふことになつておると思ひます。勿論家を焼かれまして、戦災に遭つた方、そういう方のお氣の毒なことは、もう万々承知しております。併しながら戦災都市におきまして、或は大都市におきましては、たとへば焼けたなかつたにしても、あの頻々たる空襲の下に、おいて、どんなに精神的、物質的に犠牲を拂つたか、それはもうすでに議員の皆様よく御存じのことであると思ひます。赤ん坊などを抱えまして、あの冬の寒い最中に、夜防空壕へ入つて一晩過す、そういうやうな犠牲をこの大都市、戦災都市の方々は、たとへば家が焼かれなくても拂つてゐるのであります。然るにその間におきまして、大都市、或いは地方の農村などの方々は、ゆつくりと温い蒲團の中に入つておやすみになる。殊に大都會におきましては、防空のためだといふので生垣や板塀を打壁わす。その内に学童疎開だといひまして、僅か十一歳か十二歳ぐらゐの小さい子供を親の膝

元から離して、家族生別れの生活をする。而も子供が先に死ぬが、親が先に死ぬから分らんといふやうな、そういうやうな生活を送つておりました者も、家族揃つて悠々と温い蒲團の中に寝てゐた人も同じ税率で以て、不均衡を是正するとおつしやられたのでは、我々國民としましては、どうも合点が行かんとそう申上げるまじ外ないものであります。その他第二に申上げますといふと、大體賃賃価格といふのを元といたしますといふと、御存じの通り、田舎と都會では賃賃価格に非常な差があるものであります。都會では大體新しい家が割に多い。その他賃賃価格が非常に高い、私ちよつと調べましたのでは、私の近所で二十五坪の家であるといふと、三百円以上の賃賃価格になつてゐる。ところが私の故郷であります栃木縣の東北本線沿線の町におきましては、その方は材木屋さんで金にあかして大変立派な家を建てて、五十何坪といふお宅であります、その賃賃価格は二百三十四円でありまして、これに對して一律に三倍の税金だ、それで不均衡を是正するのだ、そういうやうなお考へはどうか私共には分りません。どういふところからそういう不均衡の是正といふことがいわれるか、判断がつかない次第であります。第三番目といたしまして、戦災者、或いは引揚者といふ定義が甚だはつきりしないと思ひます。私共の知つてゐる範囲におきまして、家族や家財をすつかり疎開してしまつて、自分だけ着のみ着のまま親戚の家にござろしてゐる、その家が焼けた、自分には損害はない、然るにその人は戦災者であるといふので、戦災者の取扱ひ

を受けて戦災者の配給を受けられる。それとは反對に、或いは私の知つてゐる者でありますけれども、東京の家は危うく焼け残りました。併しながら宇都宮におかみさんと子供三人を疎開させて置きましたところが、丁度昭和二十年七月十二日の宇都宮の空襲によりまして、妻子四人が焼死したのであります。然るにその方は東京におられ、東京の自分の家は焼けていないから、戦災者ではない。今度の税金にいたしまして、この方は非戦災者であるといふので、やはり三倍の賃賃価格によつて税金を納めなければならぬのではないかと思ひます。或いは又引揚者にいたしまして、誠に氣の毒なことは重々分りますが、申には金儲けをやろやろといふやうなことで單身で南方へ出掛けまして、留守宅は田舎にあつて、なら被害を受けていない、それで單身又引揚げて来た。そういう方が、これは引揚者だといふので、引揚者としての實際の配給を受けてゐる。そういう例が枚挙するに遑がないといつて差支ないと思ひます。こういう点を考へました場合に、どうも私はこの非戦災者特別課税といふものは正當であるとは考へられない。その上に課税の對象が家族、家財の二つだけに限つたといふことも、私共には受取れないのであります。それでは山林や田畑は一体どうしたのか、山林や田畑は戦災を受けたらうか、勿論山林や田畑へ焼夷弾が落ちた、爆弾が落ちたといふこともないとは限らないと思ひます。併しそれも戦災と目すべきかどうか、家だけに限るといふことが私は非常な誤りであると思ひます。而も御承知のやうに、家といふものは収入が

千円という所得税を納めておられるわけ

る。そういうような趣旨に聞いており

か十二歳くらいの子供を親の隣

者であるというので、戦災者の取扱ひ

承知のように、家というものは収入が

直接入つて来ない、家というものは一

度貸したり、賣つたりすれば収入は入

つて来るであらうが、そういう

場合は又議論が別になります、実際

賣りもしない、貸しもしない、自分が

おるといふ場合には、全然収入が入

て来ないのであります。この場合にお

きまして、どうして政府に税金を納め

たらよろしいか、結局家を賣るか、貸

すか、潜んでいるものを脱ぐか、そう

い問題になるのではないかと、思いま

す。そういう点から申しまして、非

戦災者特別課税というものは私はどう

しても反対であります。若しもしよう

でも今の國家財政の立場から、これ

だけの収入を得なくちやならんとい

うようなことであるならば、次のよう

な修正をして頂きたいと考えます。一

つには營業をしないところの住宅専用

の家屋で、所有者が自分で住まつてい

る場合には課税しない、或いは税率を

引下げる。二番には大都市、殊に戦災

都市、新聞でちよつと見ますと、廣

島、長崎の場合にはなにか減税するとい

うように承つておられますが、廣島、長

崎に限らない、とにかく戦災都市或

いは大都市の場合には減税してやる。そ

れで農村の場合には、これは賃賃價格も

低いのであるからして、それを織り込

んで大幅に税率を引上げる、そうして

税の収入としては、大体現在の予定通

り取るというふうには、ここにも細かい

技術的な考案を廻らして頂きたいと思

うのであります。三番に、その家屋を

所有している者の収入によつてその税

率に差を附ける、一律に三倍というこ

とにしない。四番に山林田畑、そうい

うものにも税金を掛ける。五番に終戦

後に家屋を買つた人、調査時期は昭

和二十年八月十六日になつておりま

す。その後に家屋を買つた者は、これ

は税金を納めておらない。そういう終

戦後に家屋を買つたような人こそ、こ

れはまた租税を納めるべき十分なる能

力のある人でありますから、そういう

ものに対して税金を掛ける。六番、扶

養家族の控除をこれにも認める。以上

のような方法を盡して下すつたなら

ば、或いはこの悪税であるところの非

戦災者特別課税も幾分救われるのでは

ないかと、そういうふうに考えるので

あります。

以上はこの租税問題につきまして直

接関係のあるところを申上げたのであ

ります。後三財政上の立場におき

まして、こうしたならば國家の支出は

減るのじやないか、こうしたならば國

家の収入は増えるのじやないかという

ことを私共の附きました点だけを多

少申上げたいと思ひます。一つは官公

吏の地域手当というものを現在生活地

本位でなしに、勤務地を標準にして支

給して頂きたい、これを是非と

り上げて実行して頂きたいと思ひます。

この地域手当と申しますのは、御承知

の通り東京都の特地というものは収入

の三割、六大都市を甲地として二割、

市制施行地は乙地として一割、町村は

丙地として全然地域手当はない。そう

いう三割、二割、一割、ゼロという建

前になつております。この標準はすべ

てどこにあるかといふと、これは

官吏の勤めておる場所を標準にして支

給しておるのであります。そうであ

りますから例へて申上げますと、その官

吏が地域は埼玉なら埼玉の田舎に住ん

でゐる。家族はみんなして百姓をやつ

てゐる。主人だけが毎朝電車に乗つて

東京に勤めてゐる。そういういたします

と、その人は特地に勤めてゐるからと

いうので、三割の地域手当をとつてお

る。実際に配給を受け家族は生活を

し、生計費を支出しておるのは純農村

である。それにも拘わらずただ東京に

勤めておるからというので、三割の地

域手当を貰つてゐる。中には反対の人

がおります。住宅の關係でどうしても

田舎には行けない。勤めは田舎で、東

京から田舎に通つてゐる。それは省線

電車の上り下りを御覽になりませう

お分りになると思ひますが、大体に上

りが多いには多いのであります。下

りも全然ないわけではなからのであり

ます。朝下りの電車に乗つて東京から田

舎に勤めに行くという人も相当ある。

その人はどうなるかと申しますと、家

族を養う、自分は配給を貰つてゐるの

は東京で貰つておられて、還配、欠

配は東京と同じであります。東京に暮

してゐるのでありますから東京通りで

あります。然るにその御主人だけが例

へば埼玉縣の川口であつて、蕨などに

勤めておられますと、勤めておる土地が

乙地であるから一割、蕨町に勤めてお

りますと丙地であるから全然地域手当

は貰えないという馬鹿々々しい結果を

來たしておられます。こういうような不

公平なことをやる半面におきまして、

一方におきましては、國家として大変

なこれによつて支出が殖えておるので

あります。先にも申上げましたよう

に、大体勤人は田舎から出てきて東京

へ勤める人が多い。東京に限りませ

ん。京阪神の場合も同じだと思ひま

す。そういう方は田舎に住んで都会

の地域手当を貰つてゐる。これを私

算したのであります。本當の概算で

ありますが、恐らくこれを生活地を標

準にして支給しましたならば、年額に

して四億や五億の節約は十分できる、

というふうには概算いたしました。年四

五億の余裕が國家財政の上にできると

いうことになりましたならば、この四

五億を六・三割の実施なり、或いは官

公吏の優遇なり、そのほかいろいろ有

益な方面に使つて頂けるのではない

かと思ひます。不公平を直すという

は頂きたい。不公平を直すというは

かりでなしに、國家の財政を減ずる

という立場からしなすも、是非取上げ

て頂きたいと思ひます。

（委員長退席、理事波多野君委

員長に着く）

その次に所得税を掛ける場合に、官公

吏の出張旅費は全然所得税が掛つてお

らないのであります。これにも所得

税を掛ける必要があるじやないか、民

間などにおきましては出張旅費を以

て、相當所得税の事実上の脱税をや

る嫌ひがあるのではないと思ひます。

官公吏等におきましては或る役所は出

張旅費が非常に沢山ある。それで月収

は月給二千円で出張旅費を混ぜると四

千円になるといふ人が相当あるのだ

あります。ところが出張旅費のない官

に勤めておられます者は、それが全然

ない。月給だけということになりま

す。それで、そういう点も考慮して頂

く、政上有意義ではないかと思ひます。そ

れから時間がありませんので急いで申

上げますと、官公吏の予算面の人員と

實際の人員との差が非常にあります。例

えば栃木縣の教員組合で調べましたこ

ろが、既に百二十万円の差があつた

といふことを申しております。これも実

際に調べましたならば相當節約がで

るじやないか。

そのほか申上げたいことがございま

す。時間が切れましたので乱雑なこ

とを申上げましたが、私の考えを終

つておきます。

○理事（波多野君）山公述人の公述

に對しまして御質問のある方はどう

か……御質問がなければ次に石川さん

にお願ひいたします。石川第一君

○公述人（石川第一君）石川第一、税

務官吏であります。三十五歳、本日は

税務官吏でなく全財の労働者として、

実務に携わる面からお話したいと思

ひます。

大体租税の理想は所得税を主軸とし

て、その度合いとしては應能負担が原

則であつて、實際においてはそうある

ことが望ましいと思ひます。このこと

は弾力性に富む点、或いは古い日本の

美徳たる大い者が小さい者を保護し

てやるという考え方、この頃の社会主

義的考え方よりすれば、社会的平等

の是正といふことも言えるんじやない

かと思ひます。事実近時における租

税の所得の中における支出の割合の増

大は、副次的な以上のような効果を果

しておるというところが言へると思

ひます。今回創設或いは改正される非戦災者特別

税及び所得税についても、この考え方

が当てはまるものではないかと思ひ

ます。前者は實質的には物税ではあるが、

特定の人を対象とする点よりして一種

の所得税である。殊に犠牲の不均衡を是

正するとの政府立案の趣旨よりいた

します。最低生活の考えを大きく取入

ります。最低生活の考えを大きく取入

ります。最低生活の考えを大きく取入

ります。最低生活の考えを大きく取入

ります。最低生活の考えを大きく取入

れて、免稅点の決定をせらるべきであると思ひます。又この税金が物稅の形を採る結果、この負担は戰災者に轉嫁されることは、當然考慮されなければならぬのであつて、これらの点よりして免稅点は相當引上げられるか、或いはこのような法案は無きは有るに極まるということが言えるのではないかと思ひます。実際に家屋稅が創設されました當時、賃賃價格を算定しました基準を申上げますと、私が事實取扱つて参りました、例えば坪その當時において、百円の建築費を要した建物と、坪二百円の建築費を要したものとでは、賃賃價格が使用價值であると、賃賃された場合に収入になる金額であるという建前から必ずしも倍の賃賃價格が設定されておられません。坪百円の賃賃價格の建築費の物に對して、二百円の建築費を要した建物は大体二割程度加算されておる状態でありました。従つてこれが坪三百円、坪四百円、五百円と上になる程その賃賃價值というものが低減するといふ趣旨で、二倍で以て二割加算したものが、三倍では三割加算せずに二割五分といふふうに漸次低減されております。この趣旨から言つてこれが一定の稅率で加重されるならば上の者程輕い結果になるので、これが階級稅率を用いて丁度建築費を基準にしたならば公平な負担になるということが言えるのではないかとと思ひます。又政府の考へ方は、戰災者との均衡上、非戰災者を削るという考へ方え方であつておるようですが、これはむしろ非戰災者に比して、戰災者の生活の基礎の回復のために、戰災者をこそ何年間かに亘つて免稅その他の方法によつて援助すべきでありまして、所

得はあれども住むべき家なく、物餘に寝るより術ない日傭労働者等にも課税せられておることを政府は考へべきであります。

次に後者の所得稅についていいますと、勤勞の担持力と資産の活動の結果による所得との担持力の差が勤勞者の所得の二割五分控除によつて現わされる程度のものであるかという点であります。今日資本のある者と、少い者との収入の比較は、物價の上昇率を以ても明かな通り二倍の資本を持つ者は二倍でなく二倍以上の利益を擧げ得るのであります。資本皆無とも申すべき勤勞者の所得が二割五分程度の差で現わし得ないことも當然のことでありました。比較の問題にはならないが、一應の目安として考へまして、四割控除として尙至当とはいへない。従つて最低限度としても四割を控除すべきであります。

次に基礎控除の問題であります。四十八百円という数字はいかなる根據であるかといふ点であります。これに關しては予算申告納稅制の本稅法が施行せられた當時、大藏省の立案者である事務官が説明したところによりまして、最低生活費といふ意味ではなから、最低生活費だけを引く必要は認められていない。こういう説明でありました。併し今日の所得稅は、昔年の所得稅とは異つて相当高稅率でありまして、若し最低生活費控除といふ考へ方を取入れて考慮せられなければ、税金支拂いのために身の廻り品を賣却しなければならぬやうな結果になつて、これは甚だ不合理であると思ひます。厚生省の立案であるところの生活救護法の方面より見ると、要保護者の

一世帯年額一人六千四百二十円、五人ならば一万八千円支給せられるのであります。然るに自己勞力によつて働いて得る収入は年四千八百円を超える場合に課税せられる。この矛盾に對しては、同じ國家の名において行われる限り、所管が違ふといふことだけでは済まされない問題ではないかと思ひます。そうしてこれらが常に衝突を起しておりました。後に窓口で應接に一番國民の感ずる問題は、この矛盾を追及されるのが一番私らとしても困る問題なのであります。これが租稅の賦課徴收の上に大きな妨げをしておるといふことが言えるのぢやないかと思ひます。これが政策の不統一を示した最もいい見本ではないかと思ひます。又これを昭和二十一年の所得稅法によりまして基礎控除年二千二百円を控除せられておりました。その後増稅の決議をされておりました。然るに二十年の物價に比して、二十二年の物價は概ね十倍以上になつております。生活費よりいたしますれば少くとも十倍を超えております。これよりすれば一般的にいへば、担稅力を減じたことを示すものであつて、この比率を以てすれば、現在における基礎控除は一万円以上としてよいのではないかと。そうでなければインフレによつて物價の騰貴に伴う名目的所得額の上昇率以下の比率による基礎控除額の増加割合は、當議會において年々の物價に伴う基礎控除の改訂を行わない限り、議會の承認を得ないで行ふ實質上の増稅と同じ意味になるのであります。或いは又基礎控除切下げを行つたと同じ結果となるのであります。いずれの面より見ても基礎控除は最低生活費を基礎として、控除額を

決定し引上げられるべきであつて、ここに勤勞者層より現行稅法或いは政府改正案を大衆課稅として我々全財が反對しておる大きな根拠があるのであります。又最低生活費は多數家内程一人當りは通過されるわけでありまして、基礎控除の最低生活費は、一人の意味で、少くとも今日においては一万円以上控除すべきであつて、外に扶養家族については年齢その他の條件を附せず、税額に二人につき少くも最低稅率で、一人の最低生活費と同額の金額を以て算出した税額に等しい税額を控除すれば、所得に稅率の過増分を乗じて得た税額に對比して、生活費の過減額に等しい結果を得られると思ひます。併しこれに對して政府が減收すると言ふならば、危懼であります。なぜならば現在のところ大衆課稅が行われるならば、勢い第一線稅務署として、徴稅の点よりして幹部が担稅力或いは彈力性を持たせると稱して、徴稅の可能な範圍に所得を逆算決定する等、稅法の階級稅率の趣旨を有名無実のものとするごとく、而かもこの多くが、大所得者に對して行われる実情であつて、納稅費の苦痛度と徴稅費の増大と調査手段に不利を與える効果あるのみであります。これでも尙徴稅機關たる稅務署は、滞納税金が山積し、その整理のために大量の人員をその方面へ振向けねばならぬため、所得調査の方面の人手に不足を生じ向すくみの狀況となりまして、常に不完全な調査しかできない状態でありまして、この大衆課稅を廢めて、併せて徴稅技術の確立を図るならば、その人員と技術とを拂える階層の所得捕捉に振り向けることができざる筈であります。勿論課

稅技術は單なる講習や一時の指導では到底できるものではありません。豊富なる経験と經濟的、社會的事情の変化に即應した方法とが研鑽されるためには、先ずその生活の安定こそ第一でありまして、それなくしては業者のボスに依存する現在の調査方法より脱却することは不可能であります。これは組合における折衝などによりまして組合の上層幹部が常に聯絡をしなければ、所得の調査が不可能な状態でありまして、これは人手不足の現在においては止むを得ない状態でありまして、この人手不足といふものが常に滞納の整理などに人員が取られるために調査方面の人手が不足となるのであります。政府は消極的な経費の削減としての行政整理を考へておるやうでありまして、眞の意味の行政整理は課稅の能率化にあるのであります。若しこの課稅の能率化を立案しないならば、それは改正ではなくして改悪であるといふ考へます。經濟安定本部では國家總所得を八千五百億といつておるやうであります。これを國民一世帯に平均すれば約五万四千円、この稅率四割五分、従つてこの稅收入は少くも千四百億円以上の所得が上る筈であります。これは平均所得よりした稅率によつて算出したものでありますから、高所得者者を高稅率にて算出する税額を考慮するならば、實際にはもつと多くなる筈であります。然るに政府予算によると、本予算と追加予算を合せ所得稅は六百七十三億にしかなつておりません。これを逆にいえば税金六百七十三億円の分の所得は、三千九百億程度でありまして、それ故に残る四千六百億円の所得は、人手不足と課稅

によつて援助すべきでありまして、所

救護法の方面より見ると、要救護者の

は最低生活費を基礎として、控除額を

ることができざる筈であります。勿論課

千六百圓の所得は、人手不足と課税

技術の低下とボスの存在のために、税
収入を挙げ得ないというものでありま
す。又實際上勤労者の所得税を源泉徴
収してありますが、源泉徴収をしてお
らない従来乙種勤労所得者は、これ
は今日殆ど課税が不可能の状態であ
る。人たちが実際は収入が多いのが
通例であり、全く不頼働者も現況にあ
るのではありません。源泉徴収者の滞
り滞りの名の下に勤労者の負担によ
り事業主が不当にこれを流用利益する
ことは誠に言語道断なことで、新聞の
傳えるところによりますと、この金額
百五十億圓というに至つては勤労所得
税が勤労者の生産意欲に影響する逆効
果の大きいことを思わねばならんと思
うのであります。それと共に源泉徴収
義務者の納期を、翌月において嚴重に
これを取立てないならば、國家の損失
において事業主に不當の利益を與える
ということになるわけでありまして、次
に税率は、所得税そのものの税率はい
いとしまして、結果においては同一内
容のものを課税の対象とする各種の地
方税補完税、例えば營業稅のごとき税
率の調整を考えないならば、手取所得
皆無というふうな状態になつて、不合
理を生ずることになるのであります。
所得税は積極的な課税を行えば、非戦
災者特別税のごときは不要なものであ
ります。政府は自己の政治的な無能
のために、勤労者の千八百圓ベース
を固持し、そのために徴税の第一線で
ある税務署においては、平均勤務年数
は三年前後といわれております。而も
平均年数の基礎である各人について見
るならば、高勤続年者は第一線の実働
に直接加わらない財務局或いは、主
任、課長でありまして、実働者として

は殆んど平均年以上の者は二割か三割
程度にしかなつておりません。この状
態では課税技術はますます低下の外は
ないのであります。政府がこの技術低
下の穴埋めとして、技術的方途を考慮
せずに、技術的に安易で、立案に當つ
て論議が少く、対政府圧力を蒙るこ
との比較的少い大衆課税、物税に傾
斜することは必然の帰結であるし、今日
財政の行詰りは自明の結果といわなく
ちやならないのではないかと思いま
す。而もこの外に課税の大いなる助け
となつてゐる銀行預金の調査をしない
ということは、大蔵省の通牒は、銀行
の資金の源泉保護と所得の温存助
長の効果あるものであることは周知の
ことであります。これに關して政府
は、資金を吸収し、物價の暴騰を防ぐ
と称しておりますが、今日の所得税
においては、一体正常なる課税が行わ
れたならば、資本の蓄積の一部である
ところの預貯金ということが可能な筈
がありません。仮に一例を挙げれば、
二十一年中に事業所得が二百萬圓とい
う者は、前年実績の七分の一として三
十萬圓と見て、この税金が百四十五萬
三千圓、増加所得が二百萬圓の所得
で、従つて七分の一として三十萬
圓となります。この税金を算出します
と百四十五萬三千圓になるものであり
ます。これに營業稅は大体各府縣とも二
割四五分を課税しておるのでありま
す。これに對しては控除がありません
から、横濱の例が行きますと、四十
八萬圓の營業稅がかかるわけでありま
す。合せますと百九十三萬三千圓にな
ります。これでは残るところが六萬七
千圓しかありません。二百萬
圓の収入の人が、六萬圓程の生活費で

ことが終るでありましょうか。二十
二年分についても同じことがいえる
と思うのであります。これで預貯金を
するという余地があるでしょうか。或い
は政府はこれに對してはインフレと所
得収入のときと税のときとの時間的
なズレがあるといふかも知れません。
併しそれならば、現在もう増原所得税
の延期も過ぎ、營業稅の納期も過ぎ
た今日、預貯金は大幅動して減少した
でありましょうか。否逆に増してゐる
とさへ新聞では傳へておられます。事
實は銀行預金は、自由預金は殆んどなく
の銀行預金は、自由預金は殆んどなく
税金には足りない有様であります。こ
のことは別の面から見れば、滞納額よ
り預貯金額の多いといふことは、預貯
金者が滞納者と異なるといふことを意
味するといふことがいえます。これ
は明らかに課税されない所得の一
部である筈です。若し徹底的に課税が
行われるならば、預貯金は皆無となる
筈であるといえます。そしてそれ
以上の税収入が挙る筈であります。こ
の通牒は、その上徴税一般に與へる
感情的悪影響は大きくて、國民の大多
数にとつては、この通牒は殆んど縁の
ないような通牒なのであります。から、
当然これに對する反撥が多いのであり
ます。食えない者たちにとつて、預金
などというものは夢のような言葉なの
であります。政府は眞に公正なる課税
を急するならば、このような惡通牒は
廃止するべきであります。以上のよう
な例によつて明らかになり、補完税と
しての地方税諸税金の税率が、無規律
な乱雑で、國民所得を無視しておりま
す。予算上、仮に安定本部が計算した
國民所得と税金の割合は、一見合理的

に見えますが、實際は地方税並びに
税以外の税、即ち税金の關であること
の寄附金等を勘定の中に入れており
ません。これを考えれば経本諸計算
も一片の取らぬ皮算用になることは自
明であります。官公廳の寄附金や、可
能性のない公定價格嚴守等が、各種の
大企業家に対して官公署の依存度を大
きくして、そのために課税止ホスに際
を阻しなればならないような場合
が、事實として多いのであります。こ
れらの点も考慮の上決定せられなけ
れば、税収入予算を何程組んでもそれ
は一片の描ける餅に過ぎない結果にな
るのであります。これを要するに
今回の新税並びに改正税案は、この反
省を無視したもので、大衆課税は不可
避ではなく、政府は課税技術確保の方
策を誤らず、税の理屈具現化の政治的
良心のいかにあるといふことがいえ
るのであります。

- 〔理事波多野君退席、委員長着席〕
- 委員長(黒田英雄君) 何か御質問が
ございましたら。御質問がございま
せんようでしたら。本日八名の方に
お出でを願うように通知を致したの
であります。御病氣等のために三名の
方はお見えにならないのであります。
従いまして本日お見えになつた方の御
陳述は、全部これで終りました。公述
人の本日お見えになりました方に御換
拶を申し上げますが、お忙しいところを
お繰合せお出下さいまして、いろ／＼
御意見を述べ下さいまして誠に有難
うございました。ここに感謝の意を表
します。これを以て本日の公聴会を終
ります。
- 午後九時九分散會
- 出席者は左の通り。
- | 委員長 | 理事 | 委員 | 公述人 |
|--------|--------|----------|---------|
| 黒田 英雄君 | 波多野 勝君 | 木村 啓太郎君 | 學生 |
| 伊藤 保平君 | 波多野 勝君 | 下條 恭兵君 | 海員組合本部勤 |
| | | 椎井 康雄君 | 務 |
| | | 森下 政一君 | 文藝堂調査部員 |
| | | 西川 茂五郎君 | 教員 |
| | | 松崎 喜作君 | 稅務官吏 |
| | | 山田 佐一君 | |
| | | 尾形 六郎兵衛君 | |
| | | 木内 四郎君 | |
| | | 深川 タマエ君 | |
| | | 星 一君 | |
| | | 小宮 山常吉君 | |
| | | 高橋 龍太郎君 | |
| | | 渡邊 甚吉君 | |
| | | 中西 功君 | |
| | | 水野 卓君 | |
| | | 田安 武君 | |
| | | 石川 泰三君 | |
| | | 檜山 武夫君 | |
| | | 石川 榮一君 | |

昭和二十三年四月十日印刷

昭和二十三年四月十二日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局